

下関市告示第 1 1 1 2 号

平成 2 6 年 6 月 1 0 日

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、下記により告示する。

下関市長 中尾 友昭

記

1 . 件 名

パーソナルコンピュータ及び周辺機器賃貸借業務（森林経営計画用）

2 . 契約内容

パーソナルコンピュータ及び周辺機器賃貸借仕様書(別紙 1)のとおり

3 . 賃貸借期間

平成 2 6 年 7 月 1 日から平成 3 0 年 6 月 3 0 日まで

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づき長期継続契約

ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。

4 . 入札参加条件

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 平成 2 6 年 6 月 1 日現在の下関市業務委託等競争入札参加有資格者名簿に登録されており、所在地区分が「市内・準市内 1 ・準市内 2 」のいずれかであること。また、参加資格区分に「賃貸借（リース）コンピュータ及び周辺機器」があること。

(3) この告示の日から本業務入札の日までの間に、下関市物品売買等及

び業務委託契約に係る指名停止等措置要領及び下関市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 下関市に納税義務がある場合、市税を滞納していないこと。
- (5) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (6) 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項（別紙4）第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 次項に示す入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

5. 入札参加申請方法

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書（別紙2）」及び「同種契約の実績調書（別紙3）」を下記6のとおり提出すること。なお、郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、申請書提出期限までに必着のこと。

6. 申請書提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：平成26年6月17日（火）17時まで
- (2) 提出場所：下関市農林水産振興部農林整備課

下関市上田中町一丁目16-3 上田中庁舎2階

7. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、別添「入札参加資格確認通知書（別紙5）」で平成26年6月19日（木）までに通知する。

8. 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。
- (2) 質問の期限は平成26年6月17日(火)15時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問者のみに回答する。
- (4) 問い合わせ先 下関市農林水産振興部農林整備課
FAX 番号 083 - 231 - 4786

9 . 入札方法

入札書(別紙6)を下記10.(2)の入札場所に持参すること。郵送による入札は認めない。

入札書には、契約期間(48ヶ月)の賃貸借額を算定し、48ヶ月分(消費税及び地方消費税を含まない額)及び参考として月額(消費税及び地方消費税を含まない額)を明記すること。

10 . 入札日時等

- (1) 入札日:平成26年6月24日(火)11時00分
- (2) 入札場所:下関市役所 上田中庁舎 2階会議室

11 . 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については後日通知する。

12 . その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市農林水産振興部農林整備課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めたものに対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状(別紙7)を代理人に持参させなければならない。

- (4) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (5) 次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載がないもの。
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - エ 委任状を持参しない代理人がしたもの。
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (6) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認められた時は、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。